

# 第1種動物取扱業ガイドライン

I	第1種動物取扱業	1
II	新規登録手続き	3
III	登録の基準	7
	1 申請書等の内容	7
	2 申請者等の適格性	7
	3 営業形態、飼養施設及び設備の基準	8
	4 その他登録を行う上で注意が必要なこと	17
IV	動物取扱責任者	19
V	登録後の各種届出	20
	1 変更の届出	20
	2 登録証再交付申請	22
	3 廃業の届出	22
VI	動物販売業の所有状況定期報告	23
VII	更新申請	24
VIII	第1種動物取扱業者の遵守事項	26
	1 標識の掲示	26
	2 飼養施設の管理の基準	27
	3 設備の管理の基準	27
	4 動物の種類及び数と従業者の員数の基準	28
	5 動物の飼養又は保管をする環境の管理の基準	29
	6 動物の疾病等に係る措置の基準	29
	7 動物の展示又は輸送方法の基準	30
	8 動物の繁殖の基準	32
	9 その他動物の愛護及び適正な飼養の基準	33
	10 取引の基準	38
	11 広告の基準	39
IX	台帳、帳簿の作成、保管	40
X	登録の取消し・罰則	41
	○新規申請・更新申請 提出書類確認表	43
	○作成・整備・保管が義務づけられている台帳、帳簿	45
	○動物販売業者等定期報告届出書	50

◆根拠法令等◆

法律・・・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

政令・・・動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 107 号）

省令・・・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）

基準省令・・・第 1 種動物取扱業者及び第 2 種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の  
基準を定める省令（令和 3 年環境省令第 7 号）

参考様式・・・平成 18 年 3 月 10 日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡

参考：環境省 HP（[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/rule.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html)）

Ver.1：令和 2 年 1 月 3 1 日

Ver.2：令和 2 年 7 月 2 7 日

Ver.3：令和 4 年 7 月 6 日

## I 第1種動物取扱業

- 業務の内容により「販売」「保管」「貸出し」「訓練」「展示」「競りあっせん」「譲受飼養」の種別に分けられ、事業所ごと、種別ごとに事業所を管轄する自治体に登録が必要です。（法10①、令1）
- 登録は5年ごとの更新が必要です。

### 1 取り扱う動物の範囲

対象：哺乳類、鳥類、爬虫類（法10①）

ただし、上記のうち、以下に該当するものは対象外

<対象外>

- (1) 畜産農業に係るもの（乳、肉、卵、皮革、毛皮等の畜産物の生産及び乗用、使役、競争用等の畜力の利用を目的として飼養又は繁殖される牛、馬、豚、めん羊、鶏等）
- (2) 試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために飼養し、又は保管しているもの

### 2 第1種動物取扱業の「業」の考え方

- 第1種動物取扱業者とは、「社会性」「反復性」及び「営利性」の3要件すべてに該当するものになります。

社会性	特定かつ少数の者を対象としたものでないこと等、社会性をもって行っていると認められるもの。
反復性 (頻度・取扱量)	動物等の取扱いを継続反復して行っているものであること、又は一時的なものであっても多数の動物を取り扱っているもの。 ※年間2回以上又は2頭以上のいずれかの取扱いがある場合は対象
営利性 (事業性)	事業者の営利を目的として行っているものであること。 ※本来業務の営利性の向上を目的として、客寄せ等のために動物を展示するような場合も、当該要件に該当します。

- 規制対象になる第1種動物取扱業の具体例

種別	業の内容	例
販売	動物の小売及び卸売並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸出入を行う業者、露店等における販売のための飼養業者、飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	ペットホテル業者、ペットシッター、美容業者（動物を預かる場合）、観光ホテルのペット収容施設

貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸出す業	ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり訓練を行う業	動物の訓練・調教業者、出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス、乗馬施設・アニマルセラピー業者（ふれあいを目的とする場合）
競りあっせん	会場を設けて動物売買のあっせんを競りの方法で行う業	第1種動物取扱業対象の動物オークション会場の運営業者
譲受飼養	有償で動物を譲り受けて飼養を行う業（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合）	老犬・老猫ホーム等業者

(注意点)

既に第1種動物取扱業の登録を受けている者が、登録を受けている事業所以外の場所で、短期間（概ね24時間）の業の活動を行う場合は現在の登録で可能ですが、それを超えて業の活動を行う場合は、「すでに登録を受けている事業所とは異なる別の独立した事業所」と見なすため新規にその場所で登録を受ける必要があります。

## II 新規登録手続き

### 1 登録申請窓口

動物取扱業の種別、事業所ごとに登録が必要です。下記の窓口（受付時間：月～金 8:30～17:15、土日祝日・年末年始除く）にて申請をお願いします。

※郵送では受付していません。

※急な来所には対応できないことがありますので、相談の日時や内容について事前に申請窓口にて予約などをお願いします。

地区	保健所	電話・FAX 番号
東部地区（鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町）	〒680-8571 鳥取市富安 2 丁目 138-4 鳥取市保健所生活安全課	☎ 0857-30-8551 F 0857-20-3962

登録しようとする事業所所在地が東部地区以外の場合は、管轄する県の事務所が窓口となります。

地区	担当事務所（保健所）	電話・FAX 番号
中部地区（倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町、琴浦町）	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2 中部総合事務所倉吉保健所生活安全課	☎ 0858-23-3149 F 0858-23-3266
西部地区（米子市、境港市、日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町）	〒683-0054 米子市糀町 1 丁目 160 西部総合事務所米子保健所生活安全課	☎ 0859-31-9320 F 0859-31-9333

### 2 登録申請から更新の流れ

（事前相談） → 書類提出 → 書類審査 → 申請書受理 → 日程調整 → 実地調査（事業所等立入り） → 登録完了（登録証の交付） → 広告開始、営業開始 → 動物取扱責任者研修 → 更新手続き

※書類や施設調査において、法律に定められている要件に適合しない場合、その改善がなされるまで登録することは出来ません。また、一定の基準等を満たしていない場合は、登録を拒否することもあります。

※保健所に書類が提出されましたら、申請書を審査し受理後に実地調査の日程を調整します。実地調査は平日の日中に行い、立会が必要です。飼養施設を有しない事業者（出張訓練士、ペットシッター等）の場合は、実地調査は行いません。

※標準事務処理期間：10日（土日祝日は除く。）

### 3 第1種動物取扱業者登録簿

登録された第1種動物取扱業者は、「第1種動物取扱業者登録簿」に記載され、保健所で一般の県民の方に見覧されます。動物を購入しようとする人などが、その店が登録を受けた店であることを確認することができます。（法 15）

#### 4 申請手数料

1 登録につき 15,000 円

※種別毎の登録となります。 (例) 販売、保管・・・15,000 円×2 登録=30,000 円

#### 5 申請に必要な書類 (法 10②、省令 2②④)

申請書類 ( (1) ~ (12) ) の提出部数 : 1 部

※同一の事業所において、販売と保管など、複数の種別の業務を行う場合で、その登録を同時に申請する場合は、重複する部分の書類については省略可能です。

※これらの書類様式は、ホームページで公開しています。なお、下記に記載している提出書類のほかに、保健所が必要と判断し、提出を求めることがあります。

※提出前には、43 ページの確認表で、必要書類が揃っているか確認してください。

書類	備考
(1) 第 1 種動物取扱業登録申請書 (省令様式第 1)	営もうとする第 1 種動物取扱業の事業所ごと、種別ごとに提出
(2) 欠格事項に該当がないことを確認する書類 (参考様式 1)	申請者 (申請者が法人である場合、その法人及びその法人の役員) 及び、動物取扱責任者について提出。
(3) 第 1 種動物取扱業の実施の方法 (省令様式第 1 別記)	販売業又は貸出し業を営む場合
(4) 犬猫等健康安全計画 (省令様式第 1 別記 2)	犬猫等の販売業を営む場合
(5) 登記事項証明書 (原本)	申請者が法人の場合。3 か月以内に発行されたもの。
(6) 役員の氏名及び住所を記した書類	申請者が法人の場合 ※役員には会計監査のみを業務とする監査役は含まない。
(7) 特定動物飼養保管許可証 (写し)	特定動物を取り扱う場合
(8) 飼養施設の平面図、付近の見取図 (事務要領参考様式 1、2)	飼養施設を有する場合
(9) 飼養施設の権原 (注) を有することがわかるもの	飼養施設を有する場合。事業所及び飼養施設の土地及び建物について、その事業の実施に必要な権原が確認できるもの。
(10) 動物取扱責任者に関する書類 (ア~エ) のうちアまたはイとウまたはエ	
ア 国家資格 (獣医師または愛玩動物看護師) 免許証の写し	国家資格である獣医師免許または愛玩動物看護師免許を取得していることがわかる書類
イ 業務従事証明書 (事務要領様式第 3) また	営もうとする第 1 種動物取扱業の種別を登録している施設で半年以上の実務経験、または取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と

は飼養従事経験記録 (確認様式)	同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験があること
ウ 学歴証明書	営もうとする第1種動物取扱業の種別にかかる知識及び技術について1年間以上教育する学校法人その他の教育機関を卒業していることがわかる書類 ※犬の訓練学校、動物のトリマー養成学校等の卒業証明書及び成績証明書等
エ 資格証明書	公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第1種動物取扱業の種別にかかる知識及び技術を習得していることの証明を得ていることがわかる書類 ※ 獣医師、愛玩動物飼養管理士、愛犬飼育管理士、家庭動物販売士、JAHA認定家庭犬インストラクター、公認訓練士等の認定証等
(11) 事業所以外の場所で重要事項の説明等をする職員の要件を証明する書類	「(10) 動物取扱責任者に関する書類」と同様のもの。 ※動物取扱責任者が兼任する場合は省略可
(12) 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員の要件を証明する書類	

(注) 権原とは、法律上正当とされるための根拠となる原因であり、その土地や建物の使用許可を所有者より許諾されているかどうかというものです。

<自己所有の場合> 次のいずれか

- ・不動産登記事項証明書(原本)
- ・動物取扱業の事業の実施に関わる場所使用権原自認書(事務要領様式第1)の原本

<非自己所有の場合> 次のいずれか

- ・賃貸借契約書の写し(原本に相違ないことを確認しますので契約書の原本もお持ちください)
- ・動物取扱業の事業の実施に関わる場所使用承諾証明書(事務要領様式第2)の原本

## 6 犬猫等健康安全計画

犬及び猫の販売に関しては、慎重な取扱いが求められる幼齢期の個体の販売が多いこと、一部で劣悪な環境における過剰頻度での繁殖が見られること、販売が困難になった際の取扱いが不明確であること等の問題が指摘されてきたところです。

このような問題を解消し、適正な取扱いを確保するため、平成25年度の法律改正により、犬猫等販売業者は犬猫等健康安全計画の策定が義務付けられました。

犬猫等健康安全計画には以下の事項を記載する必要があります。(環境省記入例添付)

### (1) 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

- ア 幼齢期の犬猫や繁殖の用に供する目的で飼養する犬猫の管理体制・健康状況の確認体制等(確認の頻度、健康状態の記録方法等)

- イ 獣医師等との連携状況（かかりつけの獣医師名等、動物病院名、所在地）
- (2) 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い
  - ア 仕入れ方法等需給調整の方法
  - イ 販売が困難になったあるいは繁殖に適さなくなった犬及び猫の取扱い（具体的な譲渡先や、愛護団体等との連携等）
- (3) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養・保管・繁殖・展示方法
  - ア 生後 56 日を経過しない時点での取扱い方法（ただし、指定犬（秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬）については、出生後 49 日が適用）
  - イ 飼養施設の管理方法
  - ウ ワクチン接種やマイクロチップ装着の実施方法
  - エ 具体的な繁殖回数や幼齢・高齢期の繁殖制限
  - オ 繁殖に係る獣医師立会いや健康診断等（繁殖を行う場合）
  - カ 幼齢の犬猫に配慮した展示方法等（展示を行う場合）

### Ⅲ 登録の基準

登録を受けるには、次の1～3の3要件をすべて満たすことが必要です。

なお、これらは登録後も遵守する必要があります。それに加え、営業を行っていく上で遵守しなければならない様々な基準が定められています（26ページ以降）ので、併せての遵守が必要です。

#### 1 申請書等の内容

申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があった場合や、重要な事実の記載が欠けているときは登録出来ません。（法 12）

#### 2 申請者等の適格性

申請者（申請者が法人である場合、その法人及びその法人の役員）及び動物取扱責任者が、次の欠格事項のいずれかに該当する場合は、登録できません。（法 12、法 22②）

- （1）心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者
- （2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （3）動物の愛護及び管理に関する法律第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分の日から 5 年を経過しない者
- （4）第 1 種動物取扱業者で法人であるものが動物の愛護及び管理に関する法律第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその第 1 種動物取扱業者の役員であった者でその処分のあった日から 5 年を経過しないもの
- （5）動物の愛護及び管理に関する法律第 19 条第 1 項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- （6）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- （7）動物の愛護及び管理に関する法律の規定、化製場等に関する法律第 10 条第 2 号もしくは第 3 号の規定、外国為替及び外国貿易法第 6 9 条の 7 第 1 項第 4 号もしくは第 5 号、第 7 0 条第 1 項第 3 6 号もしくは第 7 2 条第 1 項第 3 号もしくは第 5 号の規定、狂犬病予防法第 27 条第 1 号もしくは第 2 号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定または特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- （8）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- （9）第 1 種動物取扱業に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

### 3 営業形態、飼養施設及び設備の基準

次の（１）～（５）の全てを満たすことが必要です。

#### （１）事業所の基準（省令 3①）

- ア 事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。
- イ 事業所ごとに、1名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。
- ウ 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、表 1 の要件のいずれかに該当する者が配置されていること。
- エ 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、表 1 の要件のいずれかに該当する者であること。
- オ 事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること（一般的には、事業の内容及び実施の方法にかんがみ、サーカスや短期の巡業イベントなどが対象と考えます。）  
※ウ及びエに規定する職員は、動物取扱責任者との兼任でも可。

<表 1> 必要な要件（省令 3① 5）

a 営もうとする第 1 種動物取扱業の種別を登録している施設（表 2 に示す関連種別でも可）で半年以上の実務経験があること
b 営もうとする第 1 種動物取扱業の種別にかかる知識及び技術について 1 年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること
c 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第 1 種動物取扱業の種別にかかる知識及び技術を習得していることの証明を得ていること

<表 2> 種別毎の実務経験（省令別表）

種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売（飼養施設あり）	販売（飼養施設あり）、貸出し
販売（飼養施設なし）	販売（飼養施設あり・なし）、貸出し
保管（飼養施設あり）	販売（飼養施設あり）、保管（飼養施設あり）、貸出し、訓練（飼養施設あり）、展示、譲受飼養
保管（飼養施設なし）	販売（飼養施設あり・なし）、保管、貸出し、訓練、展示
貸出し	販売（飼養施設あり）、貸出し
訓練（飼養施設あり）	訓練（飼養施設あり）
訓練（飼養施設なし）	訓練（飼養施設あり・なし）
展示	展示

競りあっせん	販売（飼養施設あり・なし）、競りあっせん
譲受飼養	販売（飼養施設あり）、保管（飼養施設あり）、貸出し、訓練（飼養施設あり）、展示、譲受飼養

## （２）飼養施設の基準

飼養施設を設置する場合は、次の要件を満たすことが必要です。（省令３②、基準省令２①）

- ア 飼養施設は、別表３に掲げる設備等を備えていること。
- イ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること。
- ウ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。
- エ 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。
- オ 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。
- カ 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
- キ 飼養施設に備えるケージ等（動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおりであること。
  - ａ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。
  - ｂ 底面は、ふん尿等が漏れいしない構造であること。
  - ｃ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。
  - ｄ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
  - ｅ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
- ク 構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。
- ケ 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後８時から午前８時まで）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であって夜間に営業しようとする者に限る。）。

※生後１年以上の猫の展示を行う場合にあっては、休息が出来る設備に自由に移動できる状態で展示する場合（猫カフェ等）において、午前８時から午後１０時までの間、展示することができます。この場合において、１日の展示時間は、１２時間以内となります。

<表3> (省令2②4)

イ) ケージ等 (動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。)
ロ) 照明設備 (営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。)
ハ) 給水設備
ニ) 排水設備
ホ) 洗浄設備 (飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。)
ヘ) 消毒設備 (飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。)
ト) 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
チ) 動物の死体の一時保管場所
リ) 餌の保管設備
ヌ) 清掃設備
ル) 空調設備 (屋外施設を除く。)
ヲ) 遮光のため又は風雨を遮るための設備 (ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。以下同じ。)
ツ) 訓練場 (飼養施設において訓練を行う訓練業 (動物の訓練を業として行うことをいう。) を営もうとする者に限る。)

### (3) 設備の構造、規模等

飼養施設に備える設備の構造、規模等は次のように定められています。(省令3②、基準省令2①)

ア 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。

イ 底面は、ふん尿等が漏れいしない構造であること。

ウ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。

※当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。

エ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。

オ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。

カ 飼養施設に温度計及び湿度計を設置し、適切な温度管理を行うこと。

キ ケージ等の規模は次に掲げるとおりとし、基本的には別表4に掲げる運動スペース分離型の基準を満たすこと。

※ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りではありません。

※一時的かどうかについては、保管する期間とそこに置かれた個体に対するケージ等の広さ、個体の状態等に基づき相対的な判断が必要であるが、例えば保管業のうちトリミングのための数時間の預かりやペットホテルでの数日間の預かりは一時的なものと考えられます。

- a 犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。

※ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りではありません。

- b 犬又は猫のケージ等は、次のとおりとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る等の運動ができるように、運動スペース一体型飼養等又は運動スペース分離型飼養等によること。

犬にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長（胸骨端から坐骨端までの長さをいう。以下同じ。）の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高（地面からキ甲部までの垂直距離をいう。以下同じ。）の2倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること（別表4）。

猫にあっては、1頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが体長の2倍以上、横の長さが体長の1.5倍以上及び高さが体高の3倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の3倍以上）とするとともに、ケージ等内に1つ以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を2段以上の構造とすること（別表4）。

- c 運動スペース一体型飼養等を行う場合にあっては、ケージ等は、それぞれ次のとおりとすること。

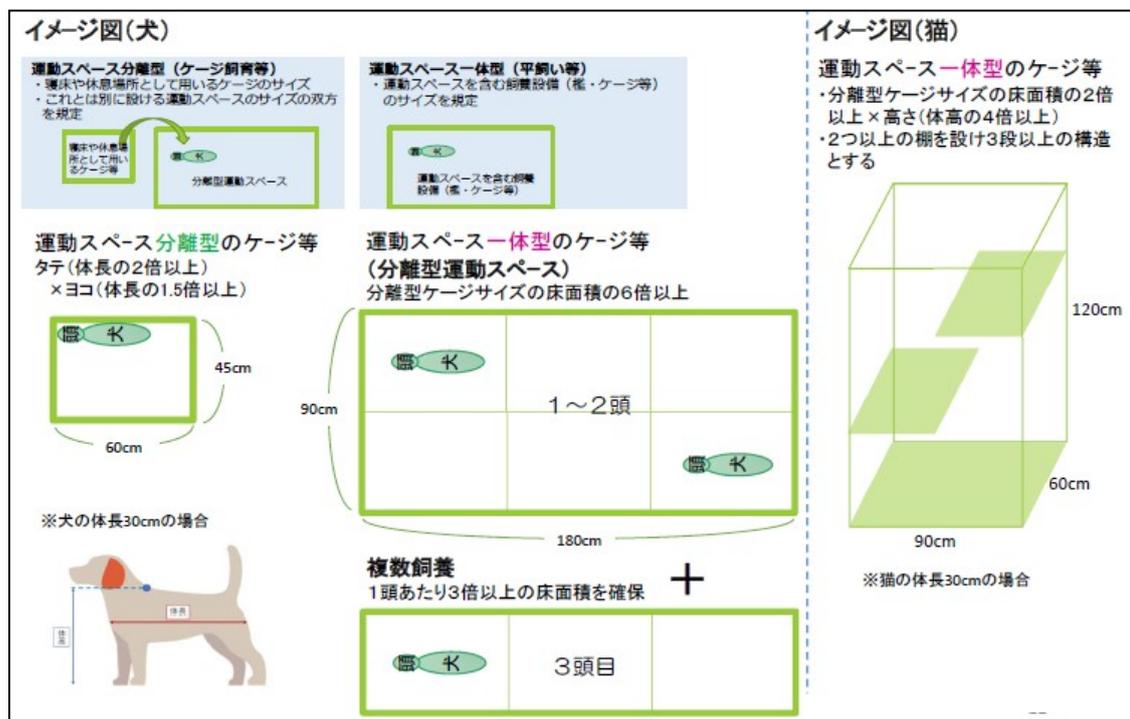
犬にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子犬のみを飼養又は保管する場合にあっては、子犬はこれを頭数に含めない。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の6倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその1/2以上）（当該場合は、これらの犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の2倍以上（複数の犬を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの犬のうち最も体高が高い犬の体高の2倍以上）とすること（別表4）。

猫にあっては、1頭当たり（同一のケージ等内で親とその子猫のみを飼養又は保管する場合にあっては、子猫はこれを頭数に含めない。）のケージ等の規模は、床面積が運動スペース分離型飼養等を行う場合のケージ等の1頭当たりの床面積の2倍以上（複数の個体を同一のケージ等内で飼養又は保管をする場合はその1/2以上）（当該場合は、これらの猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上が確保されていること。）及び高さが体高の四倍以上（複数の猫を同一のケージ等で飼養又は保管する場合にあっては、これらの猫のうち最も体高が高い猫の体高の4倍以上）とするとともに、ケージ等内に2つ以上の棚を設けることにより、当該ケージ等を3段以上の構造とすること（別表4）。

d 運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の広さを有する分離型運動スペースを備えること。

<表 4> (基準省令 2①)

動物種	型別	基準
犬	運動スペース分離型	縦(体長の2倍)×横(体長の1.5倍)×高さ(体高の2倍)
猫		縦(体長の2倍)×横(体長の1.5倍)×高さ(体高の3倍) ※1つ以上の棚を設け、2段以上の構造であること
犬	運動スペース一体型	床面積(分離型ケージの6倍)×高さ(体高の2倍)
猫		床面積(分離型ケージの2倍)×高さ(体高の4倍) ※2つ以上の棚を設け、3段以上の構造であること



ク ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあつては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。)とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとする。

ケ ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。

コ ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。

※一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあつては、この限りではありません。

サ ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。

シ ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

ス ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。

#### (4) 第1種動物取扱業者の遵守事項

種別毎に遵守する必要のある基準があります。

なお、ここに記載している基準以外にも、遵守しなければならない様々な基準が定められています。⇒26 ページ（法 21 の 2～4、省令 8）

「販」販売業者 「貸」貸出し業者 「展」展示業者 「競」競りあっせん

ア		取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施すること。
イ		第1種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になった場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずること。
ウ	販	当該動物を販売する場合には、あらかじめ（事前に）、当該動物を購入しようとする者（第1種動物取扱業者を除く。）に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面により書面又は電磁的記録（パソコンに記録・保存された記録等）を用いて当該動物の表5に掲げる情報を提供すること。当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。
エ	販	離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。
オ	販 貸	飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。
カ	販 貸	2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。
キ	販 貸 展	犬又は猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間において行うこと。 ※ただし、生後1年以上の猫の展示を行う場合にあっては、休息が出来る設備に自由に移動できる状態で展示する場合（猫カフェ等）において、午前8時から午後10時までの間展示することができます。この場合において、1日の展示時間は、12時間以内となります。

ク	販	第1種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ（事前に）、表5に掲げる情報を当該第1種動物取扱業者に対して文書（電磁的記録（パソコンに記録・保存された記録等）を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第1種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。
ケ	販	契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。
コ	貸	貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ（事前に）、表5に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。
サ	競	実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者によりクに掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。
シ	販 貸  競	ウに基づく対面での情報提供及び顧客による確認、クに基づく契約時の説明及び第1種動物取扱業者による確認、並びにコに基づく貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、記録した台帳（省令様式11）を調製し、当該販売又は貸出しに係る顧客を明確にした上で5年間保管すること。ただし、犬猫等販売業者が、犬猫等の個体に関する帳簿に記録する場合は台帳に代えることが出来る。⇒台帳へ記録、保管が必要（40ページ）  競りあわせん業者にあつては、実施した競りにおいて売買された動物について、サに掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを5年間保管すること。
ス		動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ（事前に）、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ（事前に）、その相手方が法律の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあっては、当該特定動物の取引を行わないこと。

<表 5> 販売業者又は貸出し業者が対面により説明し、提供しなければならない情報

	種別	内容
①	販 貸	品種等の名称
②	販	性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
③	販	平均寿命その他の飼養期間に係る情報
④	販 貸	飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
⑤	販 貸	適切な給餌及び給水の方法
⑥	販 貸	適切な運動及び休養の方法
⑦	販 貸	主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
⑧	販	不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
⑨	販	⑧に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
⑩	販 貸	遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
⑪	販 貸	性別の判定結果
⑫	販	生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
⑬	販貸	不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
⑭	販	繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
⑮	販	所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
⑯	販貸	当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等 ※貸出しの場合はワクチンの接種状況のみで可。
⑰	販	当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
⑱	販	①から⑰までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
	貸	①④⑤⑥⑦⑩⑪⑬⑯に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

## (5) 動物販売業者等が守らなければならない基準

動物販売業者等は(4)に加え、次の事項も守らなければいけません。

セ	<p>犬猫等健康安全計画の遵守</p> <p>犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。(法 22 の 2)</p> <p>&lt;犬猫等健康安全計画の基準&gt; (省令 8 ③)</p> <p>(ア) 3 の (1) ~ (4) の基準に適合していること</p> <p>(イ) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること</p> <p>(ウ) 販売の用に供することが困難になった犬猫等の取扱いが、犬猫等の終生飼養を確保するため適切なものであること</p>
ソ	<p>獣医師等との連携の確保</p> <p>犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。(法 22 の 3)</p>
タ	<p>終生飼養の確保</p> <p>犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となった犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。(法 22 の 4)</p>
チ	<p>幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限</p> <p>犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後 56 日(指定犬(秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬)は出生後 49 日が適用)を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。(法 22 の 5)</p>
ツ	<p>動物の個体に関する帳簿の備付け等</p> <p>動物販売業者等は、その所有する動物の個体ごとに、表 6 に掲げる事項を帳簿(電磁的方法でも可)に記載し、これを記載の日から 5 年間保存しなければならない。⇒帳簿へ記録、保管が必要(40 ページ)</p> <p>帳簿の保存に当たっては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければならない。(法 21 の 5①)</p>
テ	<p>所有状況の報告</p> <p>毎年度 5 月 30 日までに所有状況の報告を届け出なければならない。(法 21 の 5②)</p> <p>⇒詳しくは 23 ページ</p>
ト	<p>検案書等の提出</p> <p>市長から期間を指定して、獣医師による検案書又は死亡診断書を提出するよう命令された場合は、その検案書等を提出すること。(法 22 の 6)</p>

<表 6> 動物の個体に関する帳簿の記載内容（省令 10 の 2）

①	当該動物の品種等の名称
②	当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
③	当該動物の生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
④	当該動物を所有するに至った日
⑤	当該動物を当該動物販売業者に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
⑥	当該動物の販売又は引渡しをした日
⑦	当該動物の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
⑧	当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
⑨	当該動物の販売を行った者の氏名
⑩	当該動物の販売に際しての対面での情報提供及び、当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
⑪	当該動物が死亡（動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。⑫も同じ。）した日
⑫	当該動物の死亡の原因

#### 4 その他登録を行う上で注意が必要なこと

##### （１）化製場法

化製場等に関する法律（昭和 23 年 7 月 12 日法律第 140 号）により、指定する区域内で、一定数以上の動物を飼養又は収容する施設を設置したときは、動物の種類ごとに施設の許可が必要です。

居住者が多い市街地地域などが指定されていますので、許可が必要な区域（町、大字単位）の確認や、必要な要件（畜舎・家きん舎の構造設備の基準）はそれぞれの申請窓口にお問い合わせください。

##### ア 対象動物及び頭数

動物の種類	牛、馬、豚	めん羊、山羊	犬	鶏	あひる
動物の数	1 頭	4 頭	10 頭	100 羽	50 羽

※鶏、あひるは 30 日未満の雛を除く。

## イ 申請窓口

地区	担当窓口	電話番号
東部地区	鳥取市生活環境課	0857-30-8083
倉吉市	倉吉市環境課	0858-22-8168
中部地区（倉吉市以外）	中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	0858-23-3150
西部地区	西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	0859-31-9350

## (2) その他の法律

新しく事業所、飼養施設、訓練場等を建築・設置するような場合は、以下の法律等による規制の対象になる場合がありますので、ご注意ください。建築・設置する場所により、さらに別の法律の適用がかかる場合もあります。

- ・農地法（例：農地に設置しようとする場合 等）
- ・農業振興地域の整備に関する法律（例：農業振興地域に設置しようとする場合 等）
- ・都市計画法（例：市街化調整区域での開発行為 等）
- ・建築基準法（建築物の基準）
- ・水質汚濁防止法（排水、汚水の排出）
- ・悪臭防止法
- ・浄化槽法
- ・下水道法（排水、汚水の排出）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物の処理) 等

## IV 動物取扱責任者

### 1 動物取扱責任者の設置

第1種動物取扱業者は、事業所毎に、1名以上の**常勤の職員**で専属の動物取扱責任者を配置することが必要です。申請者自身が兼ねることも可能です。（法22、省令3①4）

### 2 動物取扱責任者の責務

動物取扱責任者は、当該事業所に係る業務を適性に実施されるよう、次の事項を率先して行ってください。

- (1) 自ら勤務する第1種動物取扱業者に対して、日常の動物の管理方法等の改善を進言する。
- (2) 事業所の動物取扱責任者以外の全ての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う。
- (3) 保健所による立入検査等の場合に、事業所の窓口として責任を果たす。

### 3 動物取扱責任者の資格

動物取扱責任者は次の3つの要件を全て満たす職員から選任してください。（法22、省令9）

- (1) 事業所の動物取扱責任者以外の全ての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有していること。
- (2) Ⅲの「2 申請者等の適格性」（7ページ）の（1）～（9）に該当しないこと
- (3) 次のいずれかに該当する者であること

ア 獣医師

イ 愛玩動物看護師

ウ 営もうとする第1種動物取扱業の種別を登録している施設で半年以上の実務経験、または取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第1種動物取扱業の種別にかかる知識及び技術について1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること

エ 営もうとする第1種動物取扱業の種別を登録している施設で半年以上の実務経験、または取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第1種動物取扱業の種別にかかる知識及び技術を習得していることの証明を得ていること

### 4 動物取扱責任者研修（法定研修）

第1種動物取扱業者は、動物取扱責任者に都道府県知事等が行う動物取扱責任者研修を受けさせなければいけません（法22）。研修日程等は、別途連絡します。（省令10）

## V 登録後の各種届出

### 1 変更の届出

次の内容を変更した場合は、提出書類を添えて保健所へ届け出てください。変更の届出に係る手数料は不要です。なお、下記に記載している提出書類のほかに、保健所が必要と判断し、提出を求めることがあります。これらの届出書類はホームページで公開しています。

#### (1) あらかじめ(事前に)届出が必要な場合(法14①)

変更内容	提出書類
ア 業務の内容及び実施の方法(繁殖を行うかどうかの別を含む) ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容・実施方法変更届出書(省令様式5)</li> <li>・販売業及び貸出業で、業務の実施方法を変更する場合は、業務の実施の方法(省令様式1別記)</li> </ul>
イ 飼養施設を設置する場合 ※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養施設設置届出書(省令様式6)</li> <li>・飼養施設の平面図、付近の見取図</li> <li>・飼養施設の土地・建物の権原確認書類</li> </ul>
ウ 販売業者が犬猫等販売業を始める場合 ※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬猫等販売業開始届出書(省令様式6の2)</li> </ul>

※1 販売→保管など、種別の変更は出来ません。この場合は、販売業を廃業し、保管業の新規登録を受ける必要があります。

※2 届出書を受理後、保健所が実地調査を行います。季節性の興行(毎年夏だけふれあい動物園を開催等)を行う場合などは、興行開始前に設置届を提出し、興行が終われば省令様式7の変更届(飼養施設の構造及び規模の変更)を提出してください。

※3 販売業者以外の種別の者が犬猫等販売業を始める場合は、販売業の新規登録を受ける必要があります。犬猫等販売業の開始に付随して、飼養施設を設置したり、飼養施設の構造・規模の変更がある場合は、それぞれに該当する届出も必要です。

#### (2) 変更後30日以内に届出が必要な場合(法14②)

変更内容 ※4	提出書類
エ 登録者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ※5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種動物取扱業変更届出書(省令様式7)</li> <li>・登記事項証明書(法人の場合)</li> <li>・欠格事項に関する書類(代表者が役員であって既に同書類を提出している場合を除く)</li> </ul>
オ 事業所の名称及び所在地 ※6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種動物取扱業変更届出書(省令様式7)</li> <li>・事業所の土地・建物の権原確認書類</li> </ul>

カ 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種動物取扱業変更届出書（省令様式7）</li> <li>・欠格事項に関する書類（動物取扱責任者が変更の場合）</li> <li>・動物取扱責任者の資格要件を証明する書類（動物取扱責任者が変更の場合）</li> </ul>
キ 主として取り扱う動物の種類及び数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種動物取扱業変更届出書（省令様式7）</li> </ul>
ク 飼養施設の所在地 ※7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種動物取扱業変更届出書（省令様式7）</li> <li>・飼養施設の土地・建物の権原確認書類</li> </ul>
ケ 飼養施設の構造及び規模 ※8 ※9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種動物取扱業変更届出書（省令様式7）</li> <li>・飼養施設の平面図、付近の見取図</li> <li>・飼養施設の土地・建物の権原確認書類</li> </ul>
コ 法人の役員の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種動物取扱業変更届出書（省令様式7）</li> <li>・登記事項証明書</li> <li>・欠格事項に関する書類（役員が変更の場合）</li> <li>・役員名簿</li> </ul>
サ 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員の氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種動物取扱業変更届出書（省令様式7）</li> <li>・職員の資格要件を証明する書類（職員が変更の場合）</li> </ul>
シ 営業時間（夜間に係るもの） ※10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種動物取扱業変更届出書（省令様式7）</li> </ul>
ス 犬猫等健康安全計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種動物取扱業変更届出書（省令様式7）</li> <li>・犬猫等健康安全計画（省令様式1別記2）</li> </ul>
セ 犬猫等販売業をやめた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬猫等販売業廃止届出書（省令様式7の2）</li> </ul>

- ※4 登録証に記載された内容（工～カ）を変更する場合は、登録証の再交付を申請することが出来ます。
- ※5 氏名の変更は婚姻等による姓名の変更に限り、申請者が法人から個人へ変更したり、営業者の死亡による相続等で別の者が営業者となる場合は、廃業の手続きと新規登録が必要です。ただし、法人の場合の代表者の変更は可能です。
- ※6 事業所の所在地の変更は、出張訓練業者の事業所やペットシッターの事業所の移転など、動物の健康及び安全の確保等に直接関係のないものに限り、飼養施設の移転を伴う事業所の移転による変更は、新規登録が必要です。
- ※7 飼養施設の所在地の変更は、移動用の飼養施設の移動範囲の変更を行う場合等が対象になります。飼養施設の移転による変更は、新規登録が必要です。
- ※8 (3)の軽微な変更で届出が不要な場合のア及びイに該当しない、比較的大規模な施設の増築及び設備の増設を行う場合に必要です。なお、届出書を受理後、保健所が実地調査を行います。
- ※9 季節性の興行の場合は、その年の興行が終われば、提出してください。この場合、添付書類は不要です。
- ※10 夜間とは午後8時から午前8時までです。

### (3) 軽微な変更で届出が不要な場合（省令5④）

- ア 飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、登録を受けたとき又は変更の届出をしたときの延べ床面積の30%未満であるもの
- イ ケージ等、洗浄設備、消毒設備、汚物、残さ等の廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備及び訓練場に係る増設又は配置への変更であって、その部分の床面積が、登録を受けたとき、又は変更の届出をしたときの当該設備を備える飼養施設の延べ床面積の30%未満であるもの
- ウ 照明設備又は遮光のため若しくは風雨を遮るための設備の増設及び配置の変更
- エ 飼養施設の現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの
- オ 飼養施設の管理の方法の変更
- カ 営業時間の変更であって、その変更に係る部分の営業時間が、夜間（午後8時から午前8時まで）に含まれないもの

#### 2 登録証再交付申請

登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は登録証に記載された事項の変更の届出をしたときは、登録証の再交付を受けることができます。（省令2⑥、省令様式3）

（手数料）登録証再交付・・・2,000円

登録証を亡失等した場合で、登録証再交付を受けないときは速やかに亡失の届出をしてください。（省令2⑧、環境省参考様式2）なお、この場合、亡失等した登録証を発見等した場合は速やかに返納してください。（省令2⑨、環境省参考様式3）

#### 3 廃業の届出

下表の左欄のいずれかに該当することとなった場合は、右欄の者が、その日から**30日以内**に、廃業の届出を行ってください（法16）。手数料は不要です。

その際に、有効期間内にある登録証を有している場合は、その登録証も返納してください。

該当事項	届出者
(1) 死亡した場合	その相続人
(2) 法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であつた者
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
(5) その登録に係る第1種動物取扱業を廃止した場合	第1種動物取扱業者であつた個人又は第1種動物取扱業者であつた法人を代表する役員

## VI 動物販売業の所有状況定期報告（毎年5月30日までに提出）

動物販売業者等は、毎年度5月30日までに、市長に対して、次の事項について動物販売業者定期報告届出書（省令様式11の2）を届け出ることが法律で義務づけられています。（法21の5②）

報告様式は法律で定められています（→50ページ）

提出されない場合は、20万円以下の過料がかかる場合があります。

- （1）年度当初に所有していた動物の種類ごとの数
- （2）期間中、月毎に新たに所有した動物の種類ごとの数（生まれた子犬猫も含む）
- （3）期間中、月毎に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該区分ごと及び種類ごとの数
- （4）年度末に所有していた動物の種類ごとの数

## VII 更新申請

### 1 登録の更新期間

事業登録は、5年ごとの更新を受けない場合、登録期間が過ぎれば失効します。（法13）  
失効した場合は、あらためて新規の登録申請をしていただく必要があります。

### 2 必要書類、手続き

#### (1) 必要書類

- 下記のウからクについては「当初登録申請時から変更のない場合」及び「変更の届出をすでに行っている場合」は省略することができます。  
※変更があったにもかかわらず届出をしていない場合は、変更届も提出が必要です。
- 同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、登録更新を同時にする場合は重複する部分の書類については省略可能です。

※提出前には、43ページの確認表で、必要書類が揃っているか確認してください。

種類	必要書類	備考
必ず提出	ア 第1種動物取扱業登録更新申請書（省令様式第4）	営もうとする第1種動物取扱業の事業所ごと、種別ごとに提出
	イ 欠格事項に関する書類	
変更のない場合は省略することが可能	ウ 第1種動物取扱業の実施の方法（省令様式第1別記）	販売業又は貸出し業を営む場合
	エ 犬猫等健康安全計画（省令様式第1別記2）	犬猫の販売業を営む場合
	オ 特定動物飼養保管許可証（写し）	特定動物を取り扱う場合
	カ 登記事項証明書（原本）	申請者が法人の場合。3か月以内に発行されたもの
	キ 役員の氏名及び住所を記した書類	
	ク 飼養施設の平面図、付近の見取図	
状況によって提出	ケ 飼養施設の権限を有するものがわかるもの	飼養施設を有する場合で、非自己所有の場合に提出。
	コ 動物取扱責任者研修修了証の写し	直近の動物取扱責任者の法定研修を、 <u>県外</u> で受講した場合に提出。
変更があった場合に提出	サ 動物取扱責任者に関する書類	変更があったにもかかわらず届出をしていない場合は、変更届も提出が必要です。
	シ 事業所以外の場所で重要事項の説明等をする職員の要件を証明する書類	
	ス 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員の要件を証明する書類	

## (2) 申請時期

登録期間が過ぎると営業が出来ません。更新は、登録の有効期間の末日の2ヶ月前から申請することが出来ますので、事務の手続き上早めに提出してください。

事業所等への立入り調査も行い、要件に適合しない場合はその改善がなされるまで更新決定ができませんので、早めに更新申請を行ってください。

## (3) 登録更新の流れ

(2か月前から) 登録申請書類提出 → 書類審査 → 申請書受理 → 日程調整  
→ 立入調査(事業所立入り) → 登録完了(登録証の交付) → 動物取扱責任者研修  
→ 次回更新手続き

※保健所に書類が提出されましたら、申請書を審査し受理後、立入調査の日程を調整します。立入調査は平日の日中に行い、立会が必要です。

※調整された日時に事業所等に伺います。その際、ホームページ等の広告の状況や5年間の保存が義務づけられている台帳・帳簿(40ページ)の確認を行います。なお、飼養施設を持たない事業者は立入調査に代え、台帳等を持参していただき調査を行うこともあります。

## (4) 申請手数料

1登録につき12,000円

※種別毎の登録となります。(例) 販売、保管・・・12,000円×2登録=24,000円

## 3 注意点

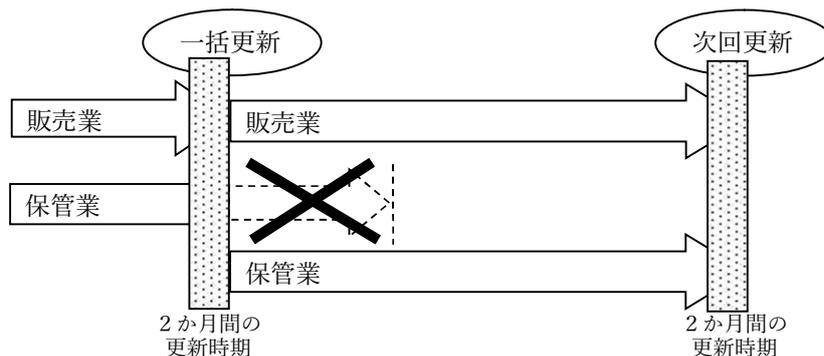
(1) 更新後は掲示する標識(26ページ)と広告(チラシ、ホームページ等。39ページ)を、登録業者自ら新しい登録情報に書き換えてください。なお、広告に記載する登録年月日は、最初に登録された年月日です。

(2) 申請者の変更(申請者が個人から法人への変更や営業者の死亡による相続など)、飼養施設の移転を伴う事業所の移転、種別の変更(保管業から販売業に変更)などは、新規登録になります。

(3) 同一の事業所で複数の種別の登録を受けている場合は、通常はそれぞれの更新時期に別々に更新手続きを行うこととなります。しかし、希望される場合のみ、有効期限の短い種別をあわせて一括更新することで、以降の更新日を揃えることができます(省令4②)。

(例) 同一施設で有効期限が異なる2つの登録業がある場合

※有効期限が短い業に合わせて一括更新すると販売業、保管業とも同じ有効期限になります。



(4) 法律の改正に伴い、飼養管理基準が従来と変更されたものがありますが、既存事業者については、一部の基準に経過措置が適用されます。

基準内容	経過措置期間
ア ケージ等の規模・構造 ⇒ (10 ページ) (ケージの大きさや運動スペース等)	既存事業者は、令和 4 年 6 月 1 日から適用
イ 従事する従業員の人数 ⇒ (28 ページ)	既存事業者は、令和 4 年 6 月 1 日から段階的に適用
ウ 繁殖回数・繁殖年齢の制限 ⇒ (32 ページ)	既存事業者は、令和 4 年 6 月 1 日から適用
エ 動物取扱責任者の実務経験及び教育機関の卒業 又は専門的資格の取得 ⇒ (19 ページ)	既存事業者は、令和 5 年 6 月 1 日から適用

## VIII 第 1 種動物取扱業者の遵守事項

第 1 種動物取扱業者は、「Ⅲ 登録の基準」(7 ページ)は、登録後も遵守する必要があります。  
それに加え、営業を行っていくうえで、遵守しなければならない様々な基準が下記のとおり定められています。

### 1 標識の掲示

#### (1) 標識

第 1 種動物取扱業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、標識(省令様式 9)を掲げなければならないとされています。(法 18)

この標識は登録業者自らが作成(A4 以上)し、掲示するものですが、登録時に保健所から発行される登録証を、代わりに掲示することも可能です。

登録の更新や変更の届出を行ったために、標識の内容に変更があった場合は、標識を書き換えてください。保健所から発行される登録証を掲げている場合は、登録証の再交付を受け、最新の内容の表示にしてください。

#### (2) 識別章

事業所以外の場所で営業する場合にあつては、識別章(省令様式 10)を、顧客と接する全ての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示してください。(省令 7)

この識別章は登録業者自らが作成(A7 以上)してください。

<識別章が必要な場合(例)>

- ア 出張先で動物を取り扱う出張訓練業者、ペットシッター
- イ 事業所外で短期間(概ね 24 時間)の販売を行う職員(出張店舗)
- ウ ペットホテル等で、動物の送迎を行う職員
- エ 事業所外で営業を行う職員(移動動物園等)

## 2 飼養施設の管理の基準

飼養施設の管理については次のように定められています。（基準省令2①イ、ロ）

### （1）定期的な清掃

定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。

### （2）保守点検

1日1回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。

### （3）台帳へ記録及び5年間保存（40ページ、参考様式9）

清掃、消毒及び保守点検の実施状況について、台帳を作成して記録し、5年間保存すること。

### （4）出入口、窓等の管理

動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。

### （5）鳴き声対策

動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。

### （6）におい、毛の対策

臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設的环境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。

### （7）そ族昆虫対策

ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。

### （8）逸走防止措置

動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。

## 3 設備の管理の基準

飼養施設に備える設備の管理は次のように定められています。（基準省令2①ハ）

### （1）定期的な清掃

ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。⇒台帳へ記録、保管が必要（40ページ、参考様式9）

保管業者及び訓練業者にあっては、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。

(2) 逸走防止の施設設備

動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施設設備を備えること。

(3) 運動スペースの維持管理

運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、分離型スペースは、常時、犬又は猫の運動の用に供することができる状態で維持管理を行うこと。

(4) ケージ等設備に必要なもの

ア ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。

※一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

イ ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。

ウ ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。

4 動物の種類及び数と従業者の員数の基準

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとするよう定められています。(基準省令2②)

(1) 犬又は猫の飼養施設においては、飼養又は保管に従事する職員1人当たりの飼養又は保管をする頭数(親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)は除く。)の上限は、犬については20頭、猫については30頭とし、このうち、繁殖の用に供する犬については15頭、繁殖の用に供する猫については25頭とする。

(2) 犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限は、下記の表のとおり定められています。

1人当たりの飼養又は保管する頭数の上限組み合わせ				1人当たりの飼養又は保管する頭数の上限組み合わせ				1人当たりの飼養又は保管する頭数の上限組み合わせ			
区 分		区 分		区 分		区 分		区 分		区 分	
飼養又は保管する犬の頭数	うち繁殖の用に供する頭数	飼養又は保管する猫の頭数	うち繁殖の用に供する頭数	飼養又は保管する犬の頭数	うち繁殖の用に供する頭数	飼養又は保管する猫の頭数	うち繁殖の用に供する頭数	飼養又は保管する犬の頭数	うち繁殖の用に供する頭数	飼養又は保管する猫の頭数	うち繁殖の用に供する頭数
	0		0		30		25		7		5
1	1	29	24	8	6	18	15	7	6		
		28	23					9	7	17	14
2	2	27		22	10	8	15				
		26	21					11	8	14	12
3	3	25		20	11	8	13				
		24	19					12	9	12	10
4	4	23		18	13	10	11				
		22	17					14	11	9	8
5	4	21		17	14	11	9				
6	5	20	17					14	11	9	8
7	5	20		17	14	11	9				

(3) 既存事業者は、段階的に適用され令和6年6月から完全施行されます。各年の頭数の上限については下記の表のとおりです。

施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R4.6	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)
R5.6	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)
R6.6	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)

## 5 動物の飼養又は保管をする環境の管理の基準

動物の飼養又は保管をする環境については次のように定められています。(基準省令2③、法21)

(1) 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする飼養環境の管理を行うこと。

特に、販売業者が、夜間(午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。)に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

(2) 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

(3) 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化をいう。)に応じて光環境を管理すること。

(4) 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。

(5) 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。

## 6 動物の疾病等に係る措置の基準

第1種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければいけません。(法21の2)

飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次のように定められています。(基準省令2④)

(1) 新たな動物を導入する際の管理

新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあっせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。

(2) 日常的な健康管理

飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康

管理を行うこと。

(3) 年 1 回以上獣医師による健康診断

1 年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、毎年 1 回以上獣医師による健康診断（繁殖に供する場合にあっては、繁殖の適否に関する診断を含む。）を受けさせ、その結果を記載した診断書を 5 年間保存すること。

(4) 高齢猫の定期的な健康診断

**販売業者、貸出業者及び展示業者**にあっては、高齢猫（生後 11 年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

(5) ワクチン接種

疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

(6) 獣医師による速やかな処置

動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

(7) 衛生動物の対策

ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。

(8) 証明書等の交付

**販売業者**にあっては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

## 7 動物の展示又は輸送方法の基準

(1) 動物の展示の基準

動物の展示は、次のように定められています。（基準省令 2 ⑤）

ア 展示は午前 8 時から午後 8 時までが基本

**販売業者、貸出業者及び展示業者**（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前 8 時から午後 8 時までの間において行うこと。

※ただし、生後 1 年以上の猫の展示を行う場合にあっては、午前 8 時から午後 10 時までの間において展示を行うことができます。この場合において、1 日の猫の展示時間（展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、12 時間を超えてはいけません。

イ 休憩時間及び設備の確保

**販売業者及び展示業者**にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。

特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあっては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

## (2) 動物の輸送の基準

動物の輸送は、次のように定められています。他者に委託する場合にあっても、この方法により行われるようにしなければいけません。(基準省令2⑤)

### ア 輸送設備の転倒防止

輸送設備(動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。)は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。

### イ 輸送中の監視体制

輸送中は、常時、動物の状態を目視(監視カメラ等を利用して行うものを含む。)により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。

※ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。

### ウ 輸送する動物の種類及び数

輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとする。

### エ 輸送設備の広さ

輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとする。

※ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

### オ 定期的な清掃及び消毒

輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。

### カ 温度、明るさ、換気、湿度等の確保

必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。

※ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

### キ 適切な給餌及び給水

動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。

※ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。

### ク 休息又は運動時間の確保

動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

### ケ 逸走防止等の措置

衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じること。

コ 輸送後 2 日間以上その状態を観察

販売業者及び貸出業者にあつては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後 2 日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

8 動物の繁殖の基準

(1) 遺伝性疾患等の問題を生じられるおそれのある繁殖

**販売業者、貸出業者及び展示業者**にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあつてはこの限りでない。

(2) 繁殖の回数制限

**販売業者、貸出業者及び展示業者**にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

(3) 繁殖の実施状況台帳の記録、保管

**販売業者、貸出業者及び展示業者**にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合にあつては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。⇒台帳へ記録、保管が必要（40 ページ、参考様式 10）

(4) 生涯出産回数の制限、交配年齢制限

**販売業者、貸出業者及び展示業者**にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬を繁殖させる場合には、生涯出産回数を 6 回までとするとともに、雌の交配時の年齢を 6 歳以下とすること。ただし、7 歳に達した時点で生涯出産回数が 6 回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は 7 歳以下とする。

**販売業者、貸出業者及び展示業者**にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために猫を繁殖させる場合には、雌の交配時の年齢を 6 歳以下とすること。ただし、7 歳に達した時点で生涯出産回数が 10 回未満であることを証明できる場合においては、当該雌の交配時の年齢は 7 歳以下とする。

(5) 獣医師等による診療

**販売業者、貸出業者及び展示業者**にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

(6) 獣医師による帝王切開、出生証明書交付

**販売業者、貸出業者及び展示業者**にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であつて、帝王切開を行う場合にあつては、獣医師に行わせるとともに、出

生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを 5 年間保存すること。

(7) 獣医師による繁殖適否の判断

**販売業者、貸出業者及び展示業者**にあつては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第 4 号八に規定する健康診断、(6) に規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

9 その他動物の愛護及び適正な飼養の基準

その他、動物の管理愛護及び適正な飼養について次のように定められています。(基準省令 2 ⑦)

(1) 動物の適切な飼養管理

犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

- ・被毛にふん尿等が固着した状態
- ・体表が毛玉で覆われた状態
- ・爪が異常に伸びている状態
- ・その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

(2) 自力で餌を食べることのできる動物の販売

**販売業者**にあつては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物(哺乳類に属する動物に限る。)を販売に供すること。

(3) 飼養環境の変化及び輸送への耐性が備わった動物の販売

**販売業者及び貸出業者**にあつては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。

(4) 2 日間以上その状態の観察

**販売業者及び貸出業者**にあつては、2 日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。

(5) 動物に関する情報の文書交付、署名等による確認(第一種動物取扱業者が相手方の場合)

**販売業者**にあつては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書(電磁的記録を含む。)を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、下記イからコ迄に掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

ア 品種等の名称

- イ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
  - ウ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
  - エ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
  - オ 適切な給餌及び給水の方法
  - カ 適切な運動及び休養の方法
  - キ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
  - ク 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
  - ケ クに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
  - コ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
  - サ 性別の判定結果
  - シ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
  - ス 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
  - セ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
  - ソ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
  - タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
  - チ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
  - ツ アからチまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- (6) 顧客に署名等による確認
- 販売業者**にあっては、法第二 21 条の 4 の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。
- (7) 貸出先への事前の情報提供
- 貸出業者**にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。
- ア 品種等の名称
  - イ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
  - ウ 適切な給餌及び給水の方法
  - エ 適切な運動及び休養の方法

オ 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

カ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

キ 性別の判定結果

ク 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

ケ 当該動物のワクチンの接種状況

コ アからケまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

(8) 競りにおける契約時の説明の確認

**競りあっせん業者**（登録を受けて動物の売買をしようとする者のあっせんを、会場を設けて競りの方法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。）にあっては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により（5）に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。

(9) 取引相手方に関係法令違反がないことの確認

動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二 26 条第 1 項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあっては、当該特定動物の取引を行わないこと。

(10) ケージ等内での飼養又は保管

ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りでない。

(11) ケージ等での適正な動物の種類及び数

ケージ等に入れる動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとする。

(12) ケージ等内での動物の組合せ

異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

(13) 幼齢犬猫等の親、兄弟姉妹等との飼養又は保管

幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）。を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。

(14) 動物間における感染性の疾病のまん延防止

**保管業者及び訓練業者**にあっては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であ

ると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。**競りあっせん業者**が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

(15) 適切な量、回数等により給餌及び給水

動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

(16) 清潔な給水の常時確保

犬又は猫を飼養又は保管する場合にあつては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

(17) 運動の時間の設定（運動が困難なケージ等の場合）

走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

(18) 1日当たり3時間以上の運動（運動スペース分離型飼養等の場合）

運動スペース分離型飼養等を行う場合にあつては、飼養又は保管をする犬又は猫を、1日当たり3時間以上分離型運動スペース内で自由に運動することができる状態に置くこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

(19) 犬又は猫との触れ合い

犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日、行うこと。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。

(20) 夜間営業における立ち入り制限

**販売業者、貸出業者及び展示業者**であつて、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、生後1年以上の猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が猫の飼養施設内に立ち入ること等により、猫の休息が妨げられることがないようにすること。

(21) 動物の生理、生態、習性等を配慮した訓練等

**展示業者及び訓練業者**にあつては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。

(22) 動物の撮影への配慮

**貸出業者**にあつては、貸出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるよ

うにすること。

(23) 1日1回以上巡回及び記録、保管

1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを五年間保管すること。⇒台帳へ記録、保管が必要（40ページ、参考様式9）

(24) 逸走防止

動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。

(25) 動物の生理、生態、習性等を考慮した飼養

**販売業者、展示業者及び貸出業者**にあつては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。

(26) 譲り渡し、引き渡し方法

動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあつては、次に掲げる方法により行うこと。

**ア 販売業者、貸出業者及び展示業者**にあつては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、生後1年以上の猫については、夜間のうち展示を行わない間に猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

**イ 販売業者、貸出業者及び展示業者**にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

**ウ 販売業者、貸出業者及び展示業者**にあつては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。

(27) 取扱業廃止時の動物の扱い

第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることに鑑み、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。

(28) 疾病の回復の見込みがない場合等の対応

疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。

(29) 救急医薬品の備え

毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。

(30) 動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立

動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。

(31) **販売業者**にあっては、販売に供している全ての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようにすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的な記録を含む。）により表示すること。

ア 品種等の名称

イ 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報

ウ 性別の判定結果

エ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）

オ 生産地等

カ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

(32) 法第 22 条第 3 項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。

(33) 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況（販売先に係る情報を含む。）について記録した台帳を調製し、これを 5 年間保管すること。ただし、動物販売業者等が、法第 21 条の 5 第 1 項に基づき動物の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。

(34) **競りあっせん業者**にあっては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。

## 10 取引の基準

### (1) 取引の基準

動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ（事前に）、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ（事前に）、その相手方が法律の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあっては、当該特定動物の取引を行わないこと。（省令 8 ⑩）

### (2) 取引記録

全ての業者は、動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況（販売先に係る情報を含む。）について記録した台帳を調整し、これを 5 年間保管することとされています。（基準省令 27）

⇒台帳へ記録、保管が必要（40 ページ、参考様式 11）

※犬猫等販売業者の場合は犬猫等の個体に関する帳簿でも可

## 11 広告の基準

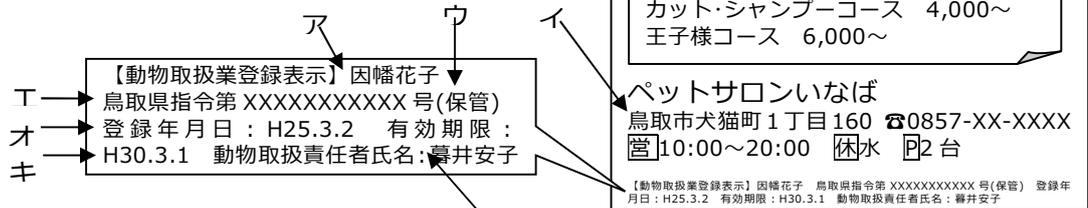
業の活動に関する広告（新聞、チラシ、ミニコミ誌、インターネット等）を行う場合は、次の事項に注意してください。新聞の1区画、ミニコミ誌などの小さなスペースであっても表示は必要です。

### （1）掲載事項

第1種動物取扱業の実施に係る広告については、次の全ての事項を掲載することが定められています（基準省令2⑦）。

表示する文字の大きさ（フォントサイズ）は特に定められていません。

- ア 氏名又は名称 ※事業所の名称で代えることはできません。
- イ 事業所の名称及び所在地
- ウ 第1種動物取扱業の種別
- エ 登録番号
- オ 登録年月日（初回の登録年月日）
- カ 登録の有効期間の末日
- キ 動物取扱責任者の氏名



### （2）誇大広告の禁止

安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実を反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。（基準省令2⑦）

### （3）注意点

第1種動物取扱業として登録される前に動物取扱業を行うための広告を出すことは出来ません。

## IX 台帳・帳簿の作成、保管

第1種動物取扱業を営むうえで、法律により各種の台帳・帳簿の作成及び保管（最大6種類）が義務づけられています。業の種別毎に作成すべき台帳等が異なりますので、登録している種別での営業でどの台帳等の作成が必要か確認し、それぞれ作成、保管を行ってください。

これらの台帳等は、保健所の動物愛護管理員が立入検査時に確認を行います。

### 1 台帳

対象種別	作成が必要な台帳	備考
販売業者、貸出し業者	顧客に対し、販売時（貸出時）の対面説明及び確認実施状況記録台帳（14ページ） ※犬猫等販売業者の場合は犬猫等の個体に関する帳簿でも可	様式が定まっている（省令様式第11⇒45ページ）
飼養施設を有する業者	飼養施設（ケージ等）の清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳（27ページ）（参考様式第9⇒46ページ） 1日1回以上動物の巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともにその実施状況について記録した台帳（36ページ）（参考様式第9⇒46ページ）	様式の定めなし。必要事項が記載されていれればよい。  ※環境省が示している参考様式があります。
飼養施設を有し、繁殖を行う販売業者、貸出し業者、展示業者	販売・貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合は、動物の繁殖の実施状況を記録した台帳（32ページ）（参考様式第10⇒47ページ）	
全ての業者	動物の仕入れ、販売等の動物の取引状況について記録した台帳（38ページ）（参考様式第11⇒48ページ） ※動物販売業者等の場合は動物の個体に関する帳簿でも可	

### 2 帳簿

対象種別	作成が必要な帳簿	備考
動物販売業者等	動物の個体に関する帳簿 （16ページ⇒49ページに確認表）	様式の定めなし。必要事項が記載されていれればよい。 電磁的記録（パソコンに記録・保存された記録等）でも可。

## X 登録の取消し・罰則

### 1 登録の取消し

第1種動物取扱業者が次の事項に該当した場合は、市長が登録の取消し又は6ヶ月以内の期間の業務の全部若しくは一部の停止を命じます。（法19）

- (1) 不正の手段により第1種動物取扱業者の登録を受けたとき。
- (2) その者が行う業務の内容及び実施の方法が「Ⅲ3(1)事業所の基準」（7ページ）に適合しなくなったとき。
- (3) 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が「Ⅲ3(2)飼養施設の基準」（9ページ）に適合しなくなったとき。
- (4) 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が「Ⅲ3(5)犬猫販売業者が守らなければならない基準」（16ページ）に適合しなくなったとき。
- (5) 第1種動物取扱業者（法人の場合はその役員）が次のいずれかに該当することとなったとき。
  - ア 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 第1種動物取扱業者で法人であるものが動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第1種動物取扱業者の役員であった者でその処分のあった日から5年を経過しないもの
  - エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - オ 動物の愛護及び管理に関する法律の規定、化製場等に関する法律第10条第2号もしくは第3号の規定、外国為替及び外国貿易法第69条の7第1項第4号もしくは第5号、第70条第1項第36号もしくは第72条第1項第3号もしくは第5号の規定、狂犬病予防法第27条第1号もしくは第2号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定または特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - キ 第1種動物取扱業に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者
  - ク 法人であって、その役員または使用人のうちにア～キのいずれかに該当する者があるもの
  - ケ 個人であって、その使用人のうちにア～キのいずれかに該当する者があるもの
- (6) 動物の愛護及び管理に関する法律若しくは同法に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

## 2 勧告及び命令

- (1) 第1種動物取扱業者が「Ⅲ 3 (4) 第1種動物取扱業者の遵守事項」(13ページ)を遵守していないと認めるときは、その者に対して、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告します。
- (2) 第1種動物取扱業者が販売に際しての情報提供を行わず(13ページ表ウ、ク及びコ)、動物取扱責任者に法定研修を受けさせず(19ページ)、又は犬猫等販売業者が幼齢の犬猫の販売制限を行っていない(16ページ表チ)と認めるときは、その者に対して、期限を定めて、必要な措置を執るべきことを勧告します。
- (3) 市長は(1)又は(2)の勧告を受けた者が期限内にその勧告に従わないときは、その旨を公表します。
- (4) 市長は(1)又は(2)の勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令します。

## 3 罰則

第1種動物取扱業者及び2年以内に第1種動物取扱業者であった者への罰則は以下のとおりです。

内容	罰則
無登録で第1種動物取扱業を営んだ者	100万円以下の罰金(法46)
不正の手段によって登録(更新を含む)を受けた者	
業務停止の命令に違反した者	
基準遵守等の改善命令を受け、それに従わない者	
登録の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金(法47)
検案書又は死亡診断書の提出命令を受け、それを提出しなかった者	
保健所の動物愛護管理員が求めた報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者	
廃業の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20万円以下の過料(法49)
動物販売業者等であって、動物の数の毎年の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
動物販売業者等であって、個体毎の帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者	
第1種動物取扱業の標識を掲げない者	10万円以下の過料(法50)

新規申請・更新申請 提出書類確認表

確認欄	書類	備考	更新申請※
	<p>【新規】</p> <p>(1) 第1種動物取扱業登録申請書</p> <p>【更新】</p> <p>(1) 第1種動物取扱業登録更新申請書</p>	営もうとする第1種動物取扱業の事業所ごと、種別ごと。	必須
	(2) 欠格事項に該当がないことを確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者（申請者が法人である場合、その法人及びその法人の役員）</li> <li>・動物取扱責任者</li> </ul>	
	(3) 第1種動物取扱業の実施の方法	販売業又は貸出し業を営む場合	変更があった場合
	(4) 犬猫等健康安全計画	犬猫の販売業を営む場合	
	(5) 登記事項証明書（原本）	申請者が法人の場合。3か月以内に発行されたもの。	
	(6) 役員の氏名及び住所を記した書類	申請者が法人の場合	
	(7) 特定動物飼養保管許可証（写し）	特定動物を取り扱う場合	
	(8) 飼養施設の平面図、ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）、付近の見取図	飼養施設を有する場合	
	(9) 飼養施設の権原を有することがわかるもの（それぞれの場合において、いずれか。）	<p>&lt;自己所有の場合&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>不動産登記事項証明書（原本）</p> <p><input type="checkbox"/>動物取扱業の事業の実施に関わる場所使用権原自認書</p> <p>&lt;非自己所有の場合&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>賃貸借契約書の写し及び契約書原本</p> <p><input type="checkbox"/>動物取扱業の事業の実施に関わる場所使用承諾証明書の原本</p>	<p>自己所有の場合には不要</p> <p>非自己所有の場合には必要</p>
	(10) 動物取扱責任者に関する書類	<p><input type="checkbox"/>業務従事証明書</p> <p><input type="checkbox"/>飼養従事経験記録</p> <p><input type="checkbox"/>学歴証明書      <input type="checkbox"/>資格証明書</p>	変更があった場合

		<input type="checkbox"/> 動物取扱責任者研修修了証の写し	県外で法定研修を受講した場合
	(11) 事業所以外の場所で重要事項の説明等をする職員の要件を証明する書類	<input type="checkbox"/> 業務従事証明書 <input type="checkbox"/> 飼養従事経験記録 <input type="checkbox"/> 学歴証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書	変更があった場合
	(12) 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員の要件を証明する書類	<input type="checkbox"/> 業務従事証明書 <input type="checkbox"/> 飼養従事経験記録 <input type="checkbox"/> 学歴証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書	

※更新申請の「変更があった場合」は変更があったにもかかわらず、届出をしていなかった場合に提出してください。本来は変更の内容によって、事前の届出若しくは変更後 30 日以内の届出が必要です（→20 ページ）。

販売時における説明及び確認（貸出時における情報提供）実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 貸出し

年月日	取引の相手方	取引内容	販 売			貸出し	説明等実施者
			現物確認	対面説明	顧客確認	情報提供	
	(氏名) (住所) (登録番号)	(種類) (数)	済・否	済・否	済・否	済・否	
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><b>対象：販売業、貸出し業</b></p> <p>法律で定められている様式ですので、必ずこの様式を使用してください。</p> </div>							

備 考

- 1 「取引の相手方」欄には、相手方が第一種動物取扱業者である場合に登録番号を記入すること。
- 2 「現物確認」及び「対面説明」欄については、動物の愛護及び管理に関する法律第 21 条の 4 に基づく販売に係る動物の現在の状態を見せること及び対面による情報提供を実施した場合に「済」を○で囲むこと。また、これらを実施しなかった場合には「否」を○で囲むこと。
- 3 「情報提供」欄については、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 8 条第 8 号に基づく情報提供を実施した場合に「済」を○で囲むこと。また、これを実施しなかった場合には「否」を○で囲むこと。
- 4 「説明等実施者」欄には、実施者が複数いる場合には、複数の実施者名を記入すること。

参考様式第9

飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 保管 貸出し 訓練 展示 その他

飼養施設の所在地

年月日	点検時間	飼養施設の点検等の状況			動物の数及び状態の点検		点検担当者氏名	備考
		清掃	消毒	保守点検	数	状態		
	:	済・否	済・否	済・否	異常無・異常有	異常無・異常有		
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><b>対象：飼養施設を有する全ての業者</b></p> <p>この様式は参考様式です。</p> </div>								

備考

- 1 「動物の数及び状態の点検」欄の「異常有」に該当した場合には、「備考」欄にその詳細を記入すること。
- 2 この台帳の大きさは、日本工業規格A4とすること。

参考様式第 10

繁 殖 実 施 状 況 記 録 台 帳

第一種動物取扱業の種別       販売       貸出し       展示

動 物 の 種 類

交配等 年月日	雌 (個体識別番号、 名称等)	雄 (個体識別番号、 名称等)	出産・産卵 予定日	出産・産卵 年月日	出産・ 産卵数	出産・産卵後の 雌の状態	新生子・卵の 状 態	備 考
						健・否	健 康： 疾 病 等： 死 亡 等：	
<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p><b>対象：繁殖を行う販売業、貸出し業、展示業</b></p> <p>この様式は参考様式です。</p> </div>								

備 考

- 1 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 2 「交配等年月日」欄には、交配年月日（交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日）等を記入すること。
- 3 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあっては、孵化年月日又は期間を併記すること。
- 4 この台帳の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

## 取引状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別      販売      保管      貸出し      訓練      展示      その他

年月日	取引の相手方	取引内容	相手方の 関係法令遵守の状 況	担当者氏名	備考
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)	遵守・違反		

**対象：全ての業者**

この様式は参考様式です。

**備 考**

- 1 「取引の相手方」欄には、相手方が第一種動物取扱業者である場合にその登録番号を記入すること。
- 2 「取引内容」欄には、仕入れ、販売等の取引の区分を記入すること。
- 3 「相手方の関係法令遵守の状況」欄については、動物の取引に関する関係法令について違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取した場合、特に、特定動物の取引に当たっては、相手方が法第 26 条第 1 項の許可を受けていることを許可証等により確認した場合に「遵守」を○で囲むこと。また、聴取により違反が確認された場合には「違反」を○で囲むこと。

**対象：動物販売業者等**

動物の個体に関する帳簿は様式が定まっています。

以下の事項が記載されていれば問題ありません（電磁的記録（パソコンに記録・保存された記録等）でも可）

**動物の個体に関する帳簿の記載内容確認表**

確認欄	内容
	当該動物の品種等の名称
	当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
	当該動物の生年月日（輸入等をされた犬猫等であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
	当該動物を所有するに至った日
	当該動物を当該犬猫等販売業者に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
	当該動物の販売又は引渡しをした日
	当該動物の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
	当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
	当該動物の販売を行った者の氏名
	当該動物の販売に際しての対面での情報提供及び、当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
	当該動物が死亡（動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。下記項目も同じ。）した日
	当該動物の死亡の原因

（省令10の2）

**対象：動物販売業者等（毎年5月30日までに提出する義務があります）**  
 法律で定められている様式ですので、必ずこの様式を使用してください。

様式第11の2

年 月 日

鳥取市長 様

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者)

住 所 〒

電話番号

この報告は毎年度4/1～3/31の状況を報告するものです。年度途中の登録の場合は、その時点からの報告をしてください。

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第21条の5第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称							
2	事業所の所在地							
3	登録年月日	年	月	日				
4	登録番号							
A	5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、その他哺乳類： 頭						
		鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
B	6 年度中に新たに所有するに至った犬及び猫の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
		犬						
		猫						
		その他哺乳類						
		鳥類						
		爬虫類						
			10月	11月	12月	1月	2月	3月
		犬						
		猫						
		その他哺乳類						
C	7 年度中に販売若しくは引渡しをした犬及び猫の月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
		犬						
		猫						

この欄は、前年度に報告した数と一致します。

この欄には年度中に、仕入れや繁殖、ペット販売店からの返却などによって**増えた頭数**を、月毎に記入してください。※月末の棚卸数等ではありません。

この欄には年度中に、販売や引渡し、他店への移動、ブリーダーへの返却などによって**減った頭数**を、月毎に記入してください。

ごとの合計数	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
	8 年度中に死亡の事実が生じた動物の月ごとの合計数		4月	この欄には年度中に、事業所で保管・飼養中に死亡したことにより減った頭数を月毎に記入してください。			
犬							
猫							
その他哺乳類							
鳥類							
爬虫類							
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
犬							
猫							
その他哺乳類							
9 年度末に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、その他哺乳類： 頭、						
	鳥類： 頭、爬虫類： 頭	この欄の頭数は、 $E=(A+B-C-D)$ になります。必ず計算してみてください。					
10 犬猫以外の動物に含まれる品種等							
11 備考	事務担当者が届出者と異なる場合は、事務担当者の氏名と電話番号を記載してください。						

備考 1 年度途中に登録を受けた場合には、5については登録を受けた時点の頭数を、6から8までについては、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。

2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

3 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A 4とすること。